

令和3年度 港湾請負工事積算基準 第2部 船舶および機械製造修理請負工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行(旧)	改定(新)	コメント																																																
第2章2節 据付工事原価の積算 P2-11	<p>2-2-2 現場管理費</p> <p>1) 現場管理費の積算は、(現場管理費対象額) × (現場管理費率) とする。 2) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。 3) 純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」である。 4) 無償貸付機械等評価額および支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。 5) 現場管理費率は、表-2.2.5によるものとする。 6) 複数工種を一括発注する場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大なる工種区分をいう。</p> <p style="text-align: center;">表-2.2.5 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="277 395 990 536"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を越え5億円以下</th> <th>5億円を越えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式より算出された率とする。 ただし変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケーソンヤード設備</td> <td>21.30%</td> <td>47.16</td> <td>-0.0533</td> <td>16.22%</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 $J_o = A \cdot P^b$ ただし J_o : 現場管理費率 (%) P : 対象額 (円) $A \cdot b$: 変数値 注) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	対象額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を越え5億円以下		5億円を越えるもの	下記の率とする	算定式より算出された率とする。 ただし変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		ケーソンヤード設備	21.30%	47.16	-0.0533	16.22%	鋼製付属設備					<p>2-2-2 現場管理費</p> <p>1) 現場管理費の積算は、(現場管理費対象額) × (現場管理費率) とする。 2) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。 3) 純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」である。 4) 無償貸付機械等評価額および支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。 5) 現場管理費率は、表-2.2.5によるものとする。 6) 複数工種を一括発注する場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大なる工種区分をいう。</p> <p style="text-align: center;">表-2.2.5 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="1189 395 1901 536"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を越え5億円以下</th> <th>5億円を越えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式より算出された率とする。 ただし変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケーソンヤード設備</td> <td>21.89%</td> <td>44.73</td> <td>-0.0479</td> <td>17.14%</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 $J_o = A \cdot P^b$ ただし J_o : 現場管理費率 (%) P : 対象額 (円) $A \cdot b$: 変数値 注) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	対象額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を越え5億円以下		5億円を越えるもの	下記の率とする	算定式より算出された率とする。 ただし変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		ケーソンヤード設備	21.89%	44.73	-0.0479	17.14%	鋼製付属設備					
対象額 適用区分 工種区分	300万円以下		300万円を越え5億円以下		5億円を越えるもの																																														
	下記の率とする	算定式より算出された率とする。 ただし変数値は下記による。		下記の率とする																																															
		A	b																																																
ケーソンヤード設備	21.30%	47.16	-0.0533	16.22%																																															
鋼製付属設備																																																			
対象額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を越え5億円以下		5億円を越えるもの																																															
	下記の率とする	算定式より算出された率とする。 ただし変数値は下記による。		下記の率とする																																															
		A	b																																																
ケーソンヤード設備	21.89%	44.73	-0.0479	17.14%																																															
鋼製付属設備																																																			
第2章4節 一般管理費等の積算 P2-14	<p>4節 一般管理費等の積算</p> <p>1) 一般管理費等の積算は、(工事原価) × (一般管理費等率) とする。 2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。</p> $G_1' = \gamma \cdot R \cdot G_1 \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし G_1' : 補正後の一般管理費等率 (%) G_1 : 標準一般管理費等率 (%) γ : 前払金支出割合補正係数 R : 機器単体費補正係数</p> <p>(1) 標準一般管理費等率は、表-2.5.1によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-2.5.1 標準一般管理費等率</p> <table border="1" data-bbox="302 995 907 1120"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>21.78%</td> </tr> <tr> <td>500万円を越え30億円以下</td> <td>$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (単位: 円)</td> </tr> <tr> <td>30億円を越えるもの</td> <td>11.78%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) G_1 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	21.78%	500万円を越え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (単位: 円)	30億円を越えるもの	11.78%	<p>4節 一般管理費等の積算</p> <p>1) 一般管理費等の積算は、(工事原価) × (一般管理費等率) とする。 2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。</p> $G_1' = \gamma \cdot R \cdot G_1 \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし G_1' : 補正後の一般管理費等率 (%) G_1 : 標準一般管理費等率 (%) γ : 前払金支出割合補正係数 R : 機器単体費補正係数</p> <p>(1) 標準一般管理費等率は、表-2.5.1によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-2.5.1 標準一般管理費等率</p> <table border="1" data-bbox="1214 995 1818 1120"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>26.17%</td> </tr> <tr> <td>500万円を越え30億円以下</td> <td>$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (単位: 円)</td> </tr> <tr> <td>30億円を越えるもの</td> <td>22.18%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) G_1 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	26.17%	500万円を越え30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (単位: 円)	30億円を越えるもの	22.18%																																	
対象額	標準一般管理費等率																																																		
500万円以下	21.78%																																																		
500万円を越え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (単位: 円)																																																		
30億円を越えるもの	11.78%																																																		
対象額	標準一般管理費等率																																																		
500万円以下	26.17%																																																		
500万円を越え30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (単位: 円)																																																		
30億円を越えるもの	22.18%																																																		